

従事者共済会NEWS

2-2(通巻No.31)

February 2020

【発行】社会福祉法人 東京都社会福祉協議会 従事者共済会
〒101-0062 東京都千代田区神田駿河台 1-8-11 東京YWCA会館 3階
TEL 03-5283-6898 FAX 03-5283-6997



つなげる笑顔のかけ橋

加入者の皆さまに周知をお願いしたいことや、事務担当者の皆さまへのお知らせを含めた「従事者共済会NEWS」を共済契約施設（団体）あてにファックス一斉送信で送付しています。なお、同一のファックス番号宛には1通のみ送信となります。
なお、本NEWSの内容は、東社協ホームページ <http://www.tcsww.tvac.or.jp/> の「従事者共済会」のページにも掲載します。

1 共済会システム 未来申請の一部実装について

共済会システムに未来申請機能の一部を実装しました。これまでは、3月10日までに入力できるのは2月末退会や3月1日加入まででしたが、「解除申請」および「受給申請」「加入申請」に限り1か月早く入力することが可能となりました。現時点から、2020年3月末退会および受給申請、2020年4月1日加入の入力が可能です。未来申請した入力は該当する月の申請締切日以降に承認され、該当する月の申請締切日までは取消・訂正が可能です。下記をご覧ください、手続きをお願いいたします。

なお、「退職届」「復職届」「法人内異動届」の未来申請については開発中です。実装しましたら改めてご案内いたします。

(1) 2020年3月末退会および受給申請の入力について

共済会システムの入力できる期間を1か月拡大し、現時点から3月末の「解除申請」および「受給申請」が可能となりました。退職共済金の申請がある方は、解除申請後に受給申請を入力し、受給申請書を従事者共済会へ退会月の翌月の締切日（3月末退会の場合は4月10日）までにご郵送ください。ただし、受給申請書は従事者共済会への郵送が必要なため、送金口座を退職者本人が決めている、退職者が有休取得のため連絡が取りにくい等の場合は、紙申請による受給申請を行う方がスムーズに事務をすすめることができます。

また、未来申請の手続きをした方は、退職者の一覧画面の予定の欄に「●」が表示されます。3月末の「解除申請」「受給申請」の取消・変更は届出履歴の画面から4月10日まで可能です。なお、受給申請をした方の「解除申請」の取消・訂正を行う場合は、あらかじめ「受給申請」を取消した上で行ってください。

該当月になると、掛金請求を停止し、20日以降に出力することができる請求書の内訳に承認結果を表示するとともに、給付内訳書、源泉徴収票を出力することができます。

<3月分の入力で3月末解除申請、受給申請した場合>

- ・4月分から掛金請求を停止
- ・4月分の請求書の内訳に承認結果を表示（4/20頃）
- ・4月分の給付内訳書、源泉徴収票を発行（4/20頃）
- ・4月末に退職共済金を送金（4/30予定）

(2) 2020年4月1日加入の入力について

共済会システムの入力できる期間を1か月拡大し、現時点から2020年4月1日付けの「加入」の入力が可能となりました。未来申請をした方は、加入者の一覧画面の予定の欄に「●」が表示されます。4月1日加入の入力に対する取消・変更は、届出履歴の画面から4月10日まで可能です。

該当月になると、掛金の請求が開始し、20日以降に出力することができる請求書の内訳に表示するとともに加入承認書を出力することができます。

<3月分の入力で4月1日加入をした場合>

- ・4月分から掛金請求を開始
- ・4月分の請求書の内訳に承認結果を表示（4/20頃）
- ・4月分の加入承認書を発行（4/20頃）

2 従事者共済会 4 月分書類提出等に関するお願い

年度当初は届出が大変多くなります。締切日に間に合うように手続きしてください。

○紙申請の場合 : 2020 年 4 月 10 日 (金) 17 時 45 分までに届いた書類

○共済会システムの場合 : 2020 年 4 月 10 日 (金) 23 時 59 分 59 秒までに入力したデータ

※「施設・団体契約書」「脱会申請書」「退職共済金受給申請書」は電子申請後に郵送で従事者共済会へ必着するようご手配ください。締切に間に合わない場合は翌月に処理を行います。

送付先：東京都社会福祉協議会 福祉振興部共済担当

〒101-0062 東京都千代田区神田駿河台 1-8-11 東京 YWCA 会館 3 階

(1) 書類作成の際の確認

提出書類の誤りや漏れの多くは以下の内容です。提出前には必ず確認をお願いいたします。

- 1) 法人印や本人印の捺印漏れ
- 2) 「加入申込書」の入会日は、書類提出締切日を基準に 2 か月を超えた遡及ができないこと (4 月 10 日締切の場合、遡れるのは 2 月 1 日付加入まで)
- 3) 転出・転入による標準給与月額及び掛金の変更はできないこと
- 4) 「加入解除申請書」の解除区分欄 (「退職」または「脱会」) のチェック漏れ
- 5) 脱会者、貸付制度利用中の退職者については、遡及した退会手続きができないこと (3 月末退会の場合、4 月 10 日必着)
- 6) 「退職共済金受給申請書」の「受給者記入欄」は本人自筆であること
- 7) 従事者共済会退職共済金の「退職所得申告書」は、本会には送付しないこと (施設保管)

※なお、書類の送付・収受をより確実に行うため、従事者共済会専用の「届出書類等送付状」を添付の上、お送りください。各種様式は、従事者共済会ホームページからダウンロードできます。

(2) 新規加入者への「従事者共済会 重要事項説明書」の説明、交付について

従事者共済会ホームページに「従事者共済会 重要事項説明書」を掲載しています。新規加入者に本書を交付していただき、事前に共済制度について説明をしたうえで、加入手続きをお願いいたします。

(3) 「従事者共済会定請求書等郵送依頼書」および「事務取扱者委任状」の提出

4 月の手続きにおいてこれらの取り扱いを希望される施設・団体は、4 月 10 日必着でご送付ください。これらの書類は年度ごとに提出が必要な書類ですのでご注意ください。

(4) 「退職共済金送金先指定依頼書」の提出

これまでは年度ごとの提出をお願いしてきましたが、有効期限を施設・団体契約の解除までに変更しました。送金先の変更や取消を行う場合は再提出ください。代表名変更のみの場合は再提出不要です。

(5) 受給申請書記載の口座について

毎月の締切日までに受理した受給申請書について、その月の月末に退職共済金を給付しますが、書類提出後に口座名義が変更されると、正しい名義が確認できるまでは退職共済金の送金はできません。特に結婚等で姓が変わる場合、受給申請書の提出後は、退職共済金の入金が確認できるまで口座名義を変更しないよう、必ず受給者本人にお伝えください。4 月受付分の退職共済金送金日は 4 月 30 日 (木) の予定です。

3 福祉医療機構退職手当共済制度に契約している施設・団体の退職手続きについて

従事者共済会の退職給付の手続き完了後、毎月 20 日頃に共済会システムから「源泉徴収票」「給付内訳書」を出力できるようになります (例：3 月末解除申請、受給申請を 4 月 10 日までに手続きした場合、4 月 20 日頃に出力可)。なお、「請求書等郵送依頼書」を提出している施設・団体には施設番号の住所に郵送いたします。

福祉医療機構の退職手当共済制度に加入されている場合は、従事者共済会が発行した「源泉徴収票」を福祉医療機構の「退職所得の受給に関する申告書」に貼付した上で、従事者共済会へご提出ください。

4 「掛金累計額証明書・内訳書」の発行について

4 月 1 日より共済会システムから「従事者共済会 契約者掛金累計額証明書・内訳書」が発行できるようになります。「請求書等郵送依頼書」を提出している施設・団体には施設番号の住所に郵送いたします。